C&C倶楽部 会員規約

「C＆C倶楽部」は、株式会社賃貸コーポレーションの定める以下の会員規約をよくお読み頂き、ご承諾頂いた上でご入会下さい。

第１章　総則

第１条　（規約）
１.この規約は、株式会社賃貸コーポレーション（以下「当社」といいます。）が提供する「C&C倶楽部」（以下「本サービス」といいます。）を、第３条所定の会員が利用するにあたって適用されます。なお、当社は、必要に応じて本サービスの提供を当社の業務提携先であるジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「業務提携先」といいます）に委託することがあります。
２.当社は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後に、本契約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。

第２条　（サービス内容）
本会のサービス（以下「本サービス」という。）は「C&C倶楽部」及び「リビングプロテクト総合保険」により構成され、それらの提供会社は、以下の通りです。
①「C&C倶楽部」
　提供会社　ジャパンベストレスキューシステム株式会社
②「リビングプロテクト総合保険」
　引受保険会社　Chubb損害保険株式会社（以下、「引受保険会社」といいます。）

第３条　（会員）
１.会員とは、当社が媒介または仲介した不動産（以下「対象物件」といいます。）についての賃貸借契約を締結し入居手続を行った後、本規約に同意のうえ、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいいます。会員が当社より事業を目的として対象物件を賃借した場合もしくは当社が本サービスの提供ができない住所地に対象物件が所在する場合には、ご入会いただけません。
２.会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。
３.対象物件の賃借人自身が対象物件に居住されない場合は、対象物件の賃借人の承諾を条件として、対象物件に居住される方（以下「居住者」といいます。）は本サービスの入会申込手続を行うことができます。この場合、対象物件の賃借人は、本規約の内容を十分理解するものとし、会員となる居住者にその内容を理解させ、居住者に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。

第４条　（譲渡禁止等）
会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第５条　（利用者）
１.本サービスは、会員とその同居家族のみが利用（以下「利用者」といいます。）することができます。
　ただし、在宅確認サポートのサービスについては会員本人（法人が会員の場合においては申込書にて届出を頂いた方１名）のみ利用することができます。また、会員の住所が当社の登録住所と異なる場合には利用することはできません。
２.本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の公的機関が発行した身分証明書による本人確認が必要となります。

第６条　（会費、本サービスの失効）
１.会員は、毎月一定の期日までに次月分の会費を、当社指定の方法で支払うものとします。
２.会員がお会費の支払を怠った場合、滞納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。会員が２ヶ月分の会費を滞納した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格を喪失するものとします。なお、支払済の会費は、退会、会員資格の取消、その他理由のいかんを問わず、返金しないものとします。

第７条　（利用・更新可能期間）
１.本サービスの利用及び更新可能期間は、対象物件の入居日から退去日までとします。
２.会費お支払後に退去となった場合、本サービスにおける利用可能期間は退去日までとなります。その場合であっても、日割りでの会費の返金は行いません。予めご了承ください。

第８条　（変更の届出）
１.会員は、連絡先等当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出をするものとします。
２.前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。また、前項の届出による変更後の賃貸物件の所在地によっては、会員が本サービスを受けられない場合があることを会員は予め承諾するものとします。

第９条　（会員資格の取消）
会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。
（１）不正な行為があった場合
（２）本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
（３）本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
（４）会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
（５）本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
（６）暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
（７）会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合
（８）会員が２ヶ月分の会費を滞納した場合
（９）当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
（10）その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第１０条　（個人情報）
１.当社は本サービスの運営において知り得た会員もしくは利用者等（以下、「会員等」といいます）の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。
（１）当社事業活動における各種サービスをご提供するため
（２）お客様に対して当社及び業務提携先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため
（３）お客様へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため
（４）お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
（５）その他、お客様へのサービス提供を適切かつ円滑にするため
２.次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
（１）会員等が同意している場合
（２）個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合
３.当社は、第１項の目的のため、会員等の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合があります。

第１１条　（免責）
１.当社は本サービスの利用により発生した会員または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
２.当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。
（１）不正な行為があった場合または不正な行為をおうおそれがある場合
（２）本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合（当該物件に関し会員との賃貸借契約の範囲外についての本サービスの提供を含む）
（３）本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
（４）利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
（５）本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
（６）暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
（７）会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合
（８）天災地変等の災害により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合
（９）会員の住所が難島・島嶼・山間部その他当社のサービス提供が困難な地域に変更になった場合
（10）その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第１２条（反社会的勢力の排除）
１.会員は、第１号に該当する事由がなく、また第２号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。
（１）会員が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます）であること、または次のいずれかに該当すること
　①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
　②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
　③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
　④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
　⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
（２）会員が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
　①暴力的な要求行為
　②法的な責任を超えた要求行為
　③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
　④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
　⑤その他前各号に準ずる行為
２.当社は会員が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員がすべて賠償するものとし、会員に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第２章　相談サービス規約

第１３条　（目的）
相談サービスは、会員の様々なトラブルに関して、必要な手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員に対して情報の提供を行うことで、会員のトラブルの解決をサポートします。

第１４条　（サービス内容）
１.会員から専用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行います。
（１）トラブルの解決のために必要となる必要措置等の案内
（２）行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
（３）その他、トラブル解決のために必要な情報
２.健康・医療相談サービスとは、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどのご相談について保健指導の範囲でアドバイスを行うものであり、診察・診療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
３.電気・ガス・給湯器のトラブル相談サービスとは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。
４.以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。
（１）恋愛・信仰など、精神的な価値観に関係する事項
（２）法令や社会通念に反する事項
（３）その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

第１５条　（利用料金）
１.会員は本サービス有効期間内において、第１３条所定のサービスを無償で利用することができます。
２.相談サービスによる情報提供後に生じる下記の費用については、会員本人のご負担となります。
（１）書類申請等にかかる費用等
（２）弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
（３）その他、紛争解決のために発生する費用
３.電気・ガス・給湯器のトラブル相談サポートサービスの情報提供後の費用については、会員本人のご負担となります。

第１６条　（免責）
１.相談サービスにおいて当社が会員に提供した情報は、会員がトラブルを解決するための一手段のご提案であり、会員に強制するものではなく、情報の利用についての責任の一切は、会員の自己責任のもと会員本人に帰属するものとします。
２.当社以外の第三者が行った作業については、当社は故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。
３.当社は、相談サービスからの情報に基づき会員または第三者に発生した損害（他社との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第３章　カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートに関する規約

第１７条　（サービス内容）
当社は、会員に対して、緊急性を有する場合に、カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートを行います。ただし、特殊な構造・部品を使用する場合並びに60分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合は、本サービス対象から除外し有料となります。

第１８条（免責）
１.カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
（１）会員本人以外の依頼
（２）災害・天災・暴動等に起因する依頼
（３）カギの開錠の場合に会員本人の立会いがない場合
（４）運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示のない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合
（５）在宅確認に関して、玄関の開錠を希望する場合
（６）在宅確認に関して、玄関前の対応以外の対応を希望する場合
（７）在宅確認に関して、１親等内の親族以外からの依頼
（８）カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートとは異なるサポート依頼
（９）対象物件にかかる賃貸部分以外に関する本サービスの依頼
２.当社及び業務提携先は、故意または重大な過失がない限り、カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートに関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
３.会員に記載した同居家族が、当社への連絡なく同居でなくなった場合におけるトラブルについては、当社はいかなる責任を負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

第１９条　（カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポート料金表）
カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートの利用料金は、下表のとおりとします。

（税込）

時間帯		区分	一般	会員（一次対応業務）
基本出張料金	8:00 ～ 20:00	カギ・水まわり	8,800円 ～	無　料
		ガラス	6,600円 ～	無　料
		在宅確認	8,800円 ～	無　料
	上記以外	カギ・水まわり	12,100円 ～	無　料
		ガラス	13,200円 ～	無　料
		在宅確認	12,100円 ～	無　料
特別休日料金（正月・お盆） ※上記基本出張料金に以算されます ※緊急は当社指定による		ガラス	6,600円 ～	無　料
作業料金（60分以内）		—	実　費	無　料
作業料金（60分超）		—	実　費	実　費
特殊作業料金		—	実　費	実　費
部品代金		—	実　費	実　費

（注）在宅確認サポートは、会員本人もしくは法人契約については届出を頂いた方の１親等内の親族からの依頼に限ります。
（注）作業料金に関し、作業時間が60分を超える場合には、60分を超えてから10分ごとに1,100円（税込）の費用が発生します。

第４章　「ＪＢＲ ＮＥＴ」サービス規約

第２０条　（サービス内容及び利用料金）
当社は、会員に対して、施設の利用料金割引及び優待サービス等を提供する「ＪＢＲ　ＮＥＴ」サービスを無償で提供します。「ＪＢＲ　ＮＥＴ」サービスは当社の業務提携先が運営するホームページを通じて提供されます。会員は、このサービスの利用にあたり、業務提携先が定める利用規約を遵守するものとします。

第２１条　（免責）
１.「ＪＢＲ ＮＥＴ」サービスに関して、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
（１）会員本人以外の利用
（２）会員本人以外がホームページにログインした方法による利用
２.「ＪＢＲ ＮＥＴ」が提携する施設を利用したことで、または会員は第三者に生じた損害については、当社及び「ＪＢＲ ＮＥＴ」運営会社は、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第５章　入居者保障制度（保険）

第２２条（内容）
１.入居者補償制度（以下「本制度」といいます）は、火災等により家財に損害が生じた場合や賠償責任（不注意による失火、階下への漏水事故等）を負担した場合等に、会員に対して補償を提供することを目的とします。
２.本制度は当社が保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。会員は、当該保険契約の被保険者（保険金受取人）となり、会費に含まれる保険料相当額を負担します。
３.本制度の補償は、会員規約に定める場合のほか、当社の賃貸人もしくは賃貸人代理の地位が他に移転した場合、または前項の保険契約が終了した場合に終了します。
　本制度の補償内容、保険金額（保険料率）に変更が生じた場合は、当社の運営するホームページ上で告知します。
４.会員の入居する建物の占有戸室に収容する家財を対象として、他の保険契約がある場合、または他の保険に加入する場合は、本制度の補償の対象外となりますので、お申し出ください。
　お申し出がない場合は、当該保険契約の被保険者になることに同意いただいたものとみなします。
５.前項の損害保険の概要は下記の通りです。
<記載事項>
損害保険の補償内容および補償額：別紙の通り
保険種類：リビングプロテクト総合保険
保険期間：賃貸借契約期間に同じ
引受保険会社：Chubb損害保険株式会社
取扱代理店：株式会社賃貸コーポレーション

C&C倶楽部　個人情報の取扱いに関する同意条項

第１条　（同意）
この書面は、株式会社賃貸コーポレーション（以下「当社」といいます。）が、各種トラブル解決サービス等の提供にあたりお客様からご提供頂く個人情報の取扱いについてご説明するものです。当社のトラブル解決サービスをご利用するお客様は、必ず本書面をお読みいただき同意のうえご利用ください。

第２条　（個人情報の利用目的）
当社は、当社の各種トラブル解決サービス提供にあたりお客様からご提供頂く個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。
（１）当社事業活動における各種サービスをご提供するため
（２）お客様に対して当社及び業務提携先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため
（３）お客様へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため
（４）お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
（５）その他、お客様へのサービス提供を適切かつ円滑にするため

第３条　（個人情報の開示・提供）
当社は、前項各号の目的の達成に必要な範囲で、お客様の個人情報を当社が業務等を委託する第三者に対し開示し、提供いたします。上記の場合を除き、お客様の個人情報を事前の同意なく第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令により開示を求められた場合、裁判所・警察等の公的機関または弁護士会から法律に基づく正式な照会を受けた場合はこれにあたりません。

第４条　（情報提供の任意性）
個人情報のご提供は任意です。ただし、ご提供いただけなかった場合、必要なサービスをご提供できなくなります。予めご了承ください。

第５条　（お客様の個人情報の保護対策）
当社は、お客様の個人情報の保護にあたり、以下の保護対策を行います。
（１）当社は保有する個人情報に厳重な安全対策を施します。
（２）個人情報管理責任者をおき、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切な監督を行います。
（３）当社の従業員に対して個人情報保護に関する教育を定期的に行います。

第６条　（業務委託先の監督）
当社が、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、個人情報の管理について当社が設定する安全対策基準を満たす事業者を選定し、別途、安全管理に必要な契約を締結したうえで委託します。また、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先に対し適切な監督を行います。

再入居費用バックアップサポート規約

第１条　（制度の概要）
株式会社賃貸コーポレーション（以下「当社」といいます。）は、「C&C倶楽部」に加入した方（以下「会員」といいます。）に対して、当社が安心入居サポートの運営を委託するジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「JBR」といいます。）を通じて、『再入居費用バックアップサポート規約』（以下「本規約」といいます。）に定めた対象期間中に、会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭い、被害に遭ってから６ヶ月以内に当社の仲介する賃貸物件に会員本人が転居する場合に、その再入居費用の一部を負担する制度です。

第２条　（用語の定義）
本制度において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。
（１）「賃貸借入居者（入居者）」
　当社の仲介により居住する入居者で賃貸借契約書に記載のある賃貸借契約者本人。
（２）「再入居費用バックアップサポート」（以下「本制度」という）
　当社がJBRを通じて会員に提供するサービスで、会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭われて転居を余儀なくされた場合、その再入居費用の一部を負担する制度。
（３）「入居住宅専用部分」
　当社を仲介者とした賃貸借契約に基づき会員本人が居住する物件で、人が居住の用に供する部分のうち会員が内側から完全に施錠でき、実際に居住している部分。ベランダは除く。
（４）「施錠中」
　入居住宅専用部分の窓、扉、ドアなどの開口部にすべて鍵をかけている状態。
（５）「侵入盗被害」
　施錠中の入居住宅専用部分に第三者が侵入した場合。または侵入した第三者が行う窃盗によって生じた盗取、毀損または汚損。
（６）「ストーカー被害」
　会員がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）第２条第１項の「つきまとい等」の被害を受け、警察に相談して警告を求める旨の申出をした場合で、警察署長等による警告が発令された場合もしくは告訴を行い受理された場合。
（７）「対象期間」
　入居者との間で賃貸借契約に付随して本制度が約定された日（更新による賃貸借契約日を含みます。）から本サービスの有効期限まで。

第３条　（顧客名簿の管理と個人情報の取扱いについて）
会員の個人データを記録した顧客名簿は、当社及びJBRのデータベースにて適正に管理します。
また、入居者に対する各種サービスの紹介のために、顧客名簿を当社の業務委託先等の第三者に通知する場合があることを予めご了承ください。

第４条　（適用対象外）
次の各号の事由に該当する場合は、本制度の適用対象外とします。
（１）会員の故意、重過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為に起因する被害
（２）会員及び会員の親族、使用人、同居人または止宿人が自らなし、または加担した行為
（３）当社以外の不動産賃貸業者の仲介により転居した場合
（４）地震、噴火、風水災、その他の天災
（５）会員または会員の親族以外の者が対象住居内にて在宅中の侵入盗被害
（６）入居住宅専用部分が施錠されていない間の侵入盗被害
（７）被害について警察への届出がない場合
（８）同一入居住宅専用部分において、対象期間中２回目以降の侵入盗被害またはストーカー被害
（９）侵入盗被害が未遂であった場合
（10）客観的に入居住宅専用部分に第三者が侵入したと判断できないまたは判断が困難な場合
（11）転居先が実家や知人宅等の場合
（12）ストーカー被害がストーカー行為等の規制等に関する法律での「つきまとい等」行為に該当しても警察署長等による警告が発令されない場合もしくは告訴がない場合
（13）入居日前の事故

第５条　（本制度利用の受付）
１.当社及びJBRは、本制度利用の受付後、侵入盗被害対象事故の調査（本制度に関する各種問い合わせを含みます。）を行うものとし、会員は事故発生後、速やかに次の各項に掲げる事項をJBRに報告するものとします。
２.JBRは、会員から事故報告を受けた場合、以下の事項をご確認させていただきます。
（１）住所・氏名・電話番号・性別
（２）本制度を約定した日（賃貸借契約日）・被害の発生日時と状況
（３）警察への盗難届けの有無
３.本制度を利用するときには、会員は以下の書類をJBRに提出しなければなりません。
（１）公の機関が発行する受理番号
（２）ストーカー被害の場合は警察署長等が発行する警告を実施した証明書
（３）JBRの定める事故報告書
（４）侵入盗被害を証明する書類
（５）転居先の賃貸契約書（写）
（６）その他JBRが必要と認める書類

第６条　（負担金）
１.当社のJBRの調査により、会員の申告した被害が本制度の対象となる事故であると判断されたときは、新たな賃貸借契約締結時に再入居費用より一律１０万円を割引きいたします。
２.会員が侵入盗被害に遭い、そのまま住み続けることができず、一旦実家等に戻られた場合でも、６ヶ月以内に再度当社を仲介者とする物件に入居された場合は、上記同様に、再入居の費用より一律１０万円を割引きいたします。
３.本制度のご利用は、対象期間ごとに１回で終了しますが、本サービスの有効期間内であれば、他のサービスは受けることができます。

第７条　（入居者への通知）
当社は、入居者の賃貸借契約締結時に、本規約が記載された「安心入居サポート」申込書の控を交付します。

第８条　（本制度の対象範囲）
本制度付は、当社を仲介者として再入居する場合のみに適用されます。

第９条（他の補償制度との関係）
本制度は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

2021年8月20日制定